

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

技術提案書作成要領

令和2年12月

川口市

1. 総則	1
1-1. 基本条件	1
1-2. 技術提案書	1
1-3. 技術提案書の提出	1
2. 技術提案書作成要領	2
2-1. 提案仕様書	2
2-1-1. 配置動線計画	2
2-1-2. 施設基本設計数値	3
2-1-3. 施設概要説明書（新焼却処理施設）	4
2-1-4. 施設概要説明書（新粗大ごみ処理施設）	6
2-1-5. 設計仕様概要説明書	8
2-2. 施工計画説明書	8
2-3. 提案仕様書（環境啓発棟）	9
2-4. 提案仕様書（維持管理計画）	9
2-5. 提案仕様書（運転管理計画）	9
2-6. 図面	10
3. 非価格要素評価項目提案書作成要領	12
3-1. 作成要領	12
3-2. 地域経済貢献額の定義	12

1. 総則

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）は、川口市が公告した川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業（以下「本件事業」という。）に係る総合評価型プロポーザル（以下「本件募集」という。）に適用するものとし、本件募集の募集公告及び川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業優先交渉権者選定基準書（以下「選定基準書」という。）に基づく評価を行う技術提案書の構成、作成要領等を示す図書である。

本件募集に参加する資格があると確認された応募者は、募集要項（第2部）に関して、技術提案説明会での説明と確認事項への回答を受け、これに基づく技術提案書を提出し、選定基準書に基づく技術評価を受けなければならない。

1-1. 基本条件

技術提案書の作成にあたっては募集要項（第1部及び第2部）を前提とする。

なお、技術提案書の作成に際しては、特に指定が無い限りにおいて、川口市が応募者へ通知した提案者名称を使用又は記載するものとし、応募者の構成企業が特定又は類推できる社名及びロゴ等を使用又は記載してはならない。ただし、施工実績、機械形式等、技術提案書を作成する上で必要な資料の性格上必然的に業者名を記載しなければならない場合は、最低限の範囲で記載すること。

提出する技術提案書のうち正本については、表紙に応募者の名称を付すものとし、副本については、表紙に川口市が通知した提案者名称を付すこと。

1-2. 技術提案書

技術提案書は次の資料により構成する。

- 1) 提案仕様書（新焼却処理施設）（様式9）
- 2) 提案仕様書（新粗大ごみ処理施設）（様式10）
- 3) 施工計画説明書
- 4) 提案仕様書（環境啓発棟）（様式11）
- 5) 提案仕様書（維持管理計画）（様式12）
- 6) 提案仕様書（運転管理計画）（様式13）
- 7) 図面（自由様式）
- 8) 非価格要素評価項目提案書（様式14号）

1-3. 技術提案書の提出

1) 提出資料

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 技術提案書（本編） | A4判パイプファイル綴（正1部、副4部） |
| 作成要領「1-2. 技術提案書」を構成する資料のうち、1)～8)を全て綴じるものとする。 | |
| (2) 非価格要素評価項目提案書 | A4判パイプファイル綴（正1部、副9部） |
| (3) 図面集 | 見開き A2判製本（正1部、副2部） |
| | 見開き A3判製本（正1部、副2部） |
| (4) 電子データ | CD-R 又は DVD-R（正1部、副2部） |

(1)～(3)の内容を電子ファイルで格納する。格納するファイル形式は、図書類は Microsoft Word、Microsoft Excel の 2010 以降の形式とする。図面は DXF 形式又は PDF 形式とする。なお、図面を PDF 形式とする場合は、線種、文字が明瞭なものになるよう配慮するものとし、CAD ファイルから PDF 変換ソフトウェアを用いて PDF ファイルを出力すること。

2) 提出期間と提出先

技術提案書は次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を担当部署にて判定する。

(1) 提出期限

令和3年4月28日（金）

(2) 提出先

〒332-0001

川口市朝日4丁目21番33号リサイクルプラザ3階

川口市環境部新戸塚環境センター建設室

電子メール：090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

3) 技術提案書の改善依頼・確認等

技術提案書の提出後の修正、差替え、再提出または撤回することは認めない。ただし、当規定は技術提案書の審査の過程において、川口市が技術提案書の明瞭化作業を行うことを妨げるものではない。

(1) 技術提案書の改善依頼

川口市は技術提案書の内容が選定基準書に規定する「基礎審査項目」に適合していないと判断した場合又は技術提案書の内容に対し疑義、遺漏がある場合は、技術提案について改善依頼を行うことがある。川口市より技術提案書の改善を依頼された場合は、川口市が指示する期日までに改善された技術提案書及びこれに対応した見積書を提出しなければならない。なお、改善依頼は書面により行う。

(2) 技術提案書の明瞭化作業

その他、技術提案書については、内容に不明瞭な点等がある場合、または川口市がその内容に疑義があるとした場合にその技術提案に関する確認等を行うことがある。なお、確認等については書面にて行う。

2. 技術提案書作成要領

技術提案書（本編）に綴じる資料は2-1.～2-6.によるものとし、図面集を除き1)～7)に従うこと。

- 1) A4判資料は縦置き、横書き、両面印刷、A3判資料は片面印刷とする。
- 2) 上下左右約20mm程度の余白を設定すること。ただし、図面の場合はこの限りではない。
- 3) 文字の大きさは10.5ptとする。項目見出し、図表内の文字についてはこの限りではない。
- 4) フォントについては特に指定はしない。
- 5) 必要に応じてカラーを使用してもよい。
- 6) パイプファイルに綴じる際は項目毎に中表紙（様式自由）とインデックスを付すこと。
- 7) ページ番号を記載（A4の場合は用紙中央最下段、A3の場合は用紙右下）すること。

2-1. 提案仕様書

2-1-1. 配置動線計画

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は自由とするが、原則としてA4判とし、必要に応じて図面（A3判）を添付すること。

2) 内容

(1) 施設全体配置図

敷地内に整備する建屋、付帯設備、外構設備等の位置について明確にした図とすること。ま

た、施設全体配置図を簡潔に説明する説明書を添付すること。

(2) 敷地動線計画

敷地内の各種動線を判別できる図とすること。また、敷地動線計画を簡潔に説明する説明書を添付すること。

- ① ゴミ搬入車両動線（洗車場への動線含む）
- ② 焼却残渣（焼却灰、飛灰）、資源化物、破碎可燃物等の搬出車両動線
- ③ 用役資材の搬入車両動線
- ④ メンテナンス車両動線
- ⑤ 一般来客者車両動線（西棟、新焼却処理施設、環境啓発棟等）

2-1-2. 施設基本設計数値

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は自由とするが、原則としてA4判とし、必要に応じて図面（A3判）を添付すること。

2) 内容

(1) 設計基本数値

① 物質収支（新焼却処理施設：1炉1系列）

焼却炉物質収支及び給水・排水処理物質収支は、低質ゴミ、基準ゴミ、高質ゴミ、季節、建設工事要求水準書表 3-5 入口排ガス条件の最大値と平均値の各ケースに対して各工程の物質収支を明らかとすること。なお、各工程のガスは、それぞれ「湿りガス量」「乾きガス量」「乾きガス中の酸素濃度」を記入するものとし、焼却灰、飛灰、等の焼却残渣は湿り重量、同左水分率、乾き重量を併記すること。なお、給水・排水処理物質収支は、各工程における用水、雨水、再利用水、排水の各々の流量を明らかとすること。

蒸気・復水収支は、低質ゴミ、基準ゴミ、高質ゴミ、タービン発電機設計点ゴミ質、季節、運転炉数（1炉、2炉）の各ケースに対して各工程の物質収支を明らかとするものとし、各部の蒸気量、復水量、温度、圧力、エンタルピーを遺漏無く記入すること。

② 物質収支（新粗大ゴミ処理施設）

処理対象物ごとの処理工程に応じた物質収支を明らかとすること。

③ 熱収支（新焼却処理施設：熱精算図、熱精算表）

低質ゴミ、基準ゴミ、高質ゴミ、季節、運転炉数（1炉、2炉）の各ケースに対して記載すること。

④ 用役収支（電力、水、燃料、薬品等）

新焼却処理施設、新粗大ゴミ処理施設、環境啓発棟、新特別高圧変電所、車庫棟等の別に用役収支を明らかとすること。なお、新焼却処理施設については、低質ゴミ、基準ゴミ、高質ゴミ、季節、運転炉数（1炉、2炉）の各ケースに対して記載すること。電力収支については、発電量、所内必要電力量（プラント機械、建築設備、環境啓発棟への配電量、時間帯別に）、余剰電力量を記入すること。なお、用役収支にあげる項目のうち、薬品等はその品質（相当品とする商品名称、規格等）を明記すること。

(2) 計算書（新焼却処理施設）

① 火格子燃焼率、燃焼室熱負荷、燃焼室ガス滞留時間（各ゴミ質について）

② 処理能力曲線

処理能力、処理可能ゴミ質、燃料投入量の関係を図示すること。なお、計画ゴミ質範囲外のごみ質についても処理能力を示すこと。

③ 発電設備計算書

発電設計点検討計算書、及び設計点発電効率根拠、タービン効率計算根拠資料を含むものとし、発電設計点検討計算書は、検討方法、検討の過程を明らかにすること。

- ④ 熱及び温水供給設備計算書

熱及び温水供給設備の容量、機能、性能、構造等についての検討結果を示すとともに、外部供給可能熱量、所内利用熱量、及び各々への供給及び利用形態を示すこと。計算書は、検討方法、検討の過程を明らかにすること。
- ⑤ 排ガス処理設備計算書

排ガス処理設備の容量、機能、性能、構造等についての検討結果を示すとともに、各工程における有害物質の除去率、分解率の根拠とした実績値、計算過程等を示すこと。
- ⑥ 貯留設備計算書

ごみピット、灰ピット（焼却主灰、飛灰）、及び各種貯留設備（異物、金属類等）の容量、構造等についての検討結果を示すとともに、発生量、かさ比重の根拠とした実績値、計算過程等を示すこと。
- ⑦ 主要設備装置能力計算書

主要装置（ごみクレーン、灰クレーン、各種コンベヤ含む）の容量、機能、性能、構造等についての検討結果を示すこと。また、粉体を移送するコンベヤ類については、発生量、かさ比重の根拠とした実績値、計算過程等を示すこと。
- ⑧ 使用電力計算書

年間使用電力量の根拠となる計算書を示すこと。また、設備負荷リスト（モータリスト）を添付し、同リストには使用電力量の根拠となる装置別の負荷率・稼働率を明記するとともに、根拠とした実績値等を示すこと。
- ⑨ 非常用発電機容量計算書（非常用発電機負荷リスト含む）
- ⑩ 煙突拡散計算書
- (3) 計算書（新粗大ごみ処理施設）
 - ① 貯留設備計算書

処理対象物を貯留する設備の容量、面積、構造等の設定根拠、処理対象外物の貯留、保管設備の容量、面積、構造等の設定根拠、資源化物（鉄及びアルミ）の種貯留設備の容量、構造、搬出計画等についての検討結果を示すとともに、発生量、かさ比重の根拠とした実績値、計算過程等を示すこと。
 - ② 主要設備装置能力計算書

主要装置（各種コンベヤ含む）の容量、機能、性能、構造等についての検討結果を示すこと。また、破碎物を移送するコンベヤ類については、発生量、かさ比重の根拠とした実績値、計算過程等を示すこと。
 - ③ 使用電力計算書

年間使用電力量の根拠となる計算書を示すこと。また、設備負荷リスト（モータリスト）を添付し、同リストには使用電力量の根拠となる装置別の負荷率・稼働率を明記するとともに、根拠とした実績値等を示すこと。
 - ④ 換気計算書

建物内及び破碎機等の機器室等の換気計画について、平時及び非常時（爆発及び火災時等）ごとに根拠となる実績値等をもとに検討結果を示すこと。

2-1-3. 施設概要説明書（新焼却処理施設）

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は自由とするが、原則としてA4判とし、必要に応じて図面（A3判）を添付すること。

2) 内容

(1) 主要プロセスの説明

主要プロセスの基本的な事項を説明するとともに、プロセス毎に指定する内容を説明するこ

と。また、プロセス毎に図や写真等を用いて技術の特徴を取りまとめる。

① 受入供給プロセス

処理不適物の早期発見に向けた工夫及び排除方法、破碎処理方法、多様な処理対象物の受入に向けた工夫について取りまとめること。

② 燃焼プロセス

焼却炉に関する基幹的技術、燃焼温度の管理方法、排ガス滞留時間の管理方法、熱灼減量の管理方法について取りまとめること。

③ 排ガス冷却プロセス

熱回収率向上計画、高温腐食対策、低温腐食対策、ダイオキシン類再合成防止計画について取りまとめること。

④ 排ガス処理プロセス

各処理工程における排ガス温度を選定した理由、排ガス処理薬剤選定理由について取りまとめること。

⑤ 余熱利用プロセス

発電、熱及び温水供給、プロセス内利用に関し、熱回収率向上計画、余熱利用方法、能力算定の考え方について取りまとめること。

⑥ 灰出しプロセス

焼却残渣からの異物・金属類の選別除去計画、焼却灰の含水率管理計画、各焼却残渣の排出・貯留・搬出計画について取りまとめること。また、有効利用先への搬出が不可能な事態となった際を想定した焼却灰及び飛灰の取扱いに関する計画について取りまとめること。

⑦ 給水プロセス

用水使用量低減に関する計画について取りまとめること。

⑧ 排水プロセス

ごみピット汚水処理計画、プラント排水（有機系、無機系）処理計画について取りまとめること。

⑨ その他プロセス

その他特筆すべき独自性のある計画について取りまとめること。

(2) 省エネルギー計画の説明

次に示す内容についての計画概要を取りまとめる。

① 高効率電動機計画（インバータ含む）

② 建築計画（省エネに資する資材等）

③ 建築設備計画（照明・空調・換気）

④ その他

(3) 公害防止計画の説明

次に示す内容について技術の特徴を取りまとめる。

① 大気汚染防止計画

② 騒音防止計画

③ 振動防止計画

④ 悪臭防止計画

⑤ 水質汚濁防止計画

⑥ その他

(4) 運転条件の説明

次に示す内容について技術の特徴を取りまとめる。

① 焼却炉の立上げ、立下げ及び定常運転時の運転制御の概要

（炉本体、ガス冷却、排ガス処理、通風、余熱利用に係る設備装置を含む）

② 立上げ立下げ時の炉の昇温・降温曲線（時間と温度の関係を示すこと。耐火物交換時の立上

- げ運転の曲線も提出する。)
- ③ ごみ・灰クレーンの自動運転の概要
 - ④ 非常時の運転制御の概要
 - ⑤ 車両管制の概要
 - ⑥ データ処理システムの概要
- (5) 非常措置の説明
- 次に示す内容について、図や写真、相互関係を取りまとめること。なお、震災時や停電時等における運転方法についても取りまとめること。
- ① リスク目録を重要度毎に示し、その対策について記述すること。
 - ② 過去の実稼働施設において発生した事故・故障事例に対するリスクアセスメント結果を記述すること。
 - ③ 想定される事故や機器装置トラブルの未然防止方法（冗長性やフェイルセーフの考え方）について設備装置機器毎に記述すること。
 - ④ 非常時における用役資材（燃料、薬品、用水等）の備蓄計画、非常用電源確保計画等について記述すること。
- (6) 安全衛生対策
- 次に示す内容について取りまとめること。
- ① 労働安全衛生対策
 - ② 火災防止対策
 - ③ ダイオキシン類等有害物質暴露防止対策
 - ④ その他の安全対策
- (7) 焼却残渣及び処理不適物の取扱い
- 次に示す内容について取りまとめること。
- ① 焼却灰の再資源化利用を目的とした焼却残渣の品質管理計画
 - ② 処理不適物リスト（川口市が指定するものを含む）
- (8) 主要機器の耐用年数
- (9) 予備品リスト・消耗品リスト
- (10) 使用特許の一覧表
- (11) メーカーリスト

2-1-4. 施設概要説明書（新粗大ごみ処理施設）

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は自由とするが、原則としてA4判とし、必要に応じて図面（A3判）を添付すること。

2) 内容

(1) 主要プロセスの説明

主要プロセスの基本的な事項を説明するとともに、プロセス毎に指定する内容を説明すること。また、プロセス毎に図や写真等を用いて技術の特徴を取りまとめる。

① 受入供給プロセス

直接搬入者が施設内に搬入してからの動線及び粗大ごみの取扱い方法を説明すること。また、処理対象外物についても品目ごとに移動方法、保管方法、搬出方法について説明を行うこと。

② 破砕プロセス

各種破砕機に関する基幹的技術、破砕性能、破砕物の性状等について説明すること。

③ 選別プロセス

鉄、アルミの選別プロセスについて、使用する機器、それらの性能等について説明すること。

と。

④ 換気プロセス

建屋内及び機器室内の換気方法及び排気ガスの清浄化方法について説明すること。特に破碎後排気ガスに含まれる可能性がある汚染物質に対する配慮も記載すること。

⑤ 資源物及び焼却対象物プロセス

資源物（鉄、アルミ）及び焼却対象物の移送方法及び貯留・保管方法について、動線、必要とする設備、機器等を含め説明すること。

⑥ 給水プロセス

用水使用量に関する計画について取りまとめること。

⑦ 排水プロセス

場内汚水処理計画、プラント排水（有機系、無機系）処理計画について取りまとめること。

⑧ その他プロセス

防爆、火災防止対策及び発災時の対応について、設備、操作等について説明すること。特に二次電池等の発火対策についての配慮事項を記載すること。

(2) 省エネルギー計画の説明

次に示す内容についての計画概要を取りまとめる。

① 建築計画（省エネに資する資材等）

② 建築設備計画（照明・空調・換気）

③ その他

(3) 公害防止計画の説明

次に示す内容について技術の特徴を取りまとめる。

① 大気汚染防止計画

② 騒音防止計画

③ 振動防止計画

④ 悪臭・粉塵防止計画

⑤ 水質汚濁防止計画

⑥ その他

(4) 運転条件の説明

次に示す内容について技術の特徴を取りまとめる。

① 各種破碎機の定常運転時の運転制御の概要

② 処理対象外物の選別方法

③ 破碎機への供給方法

④ 非常時の運転制御の概要

⑤ 車両管制の概要

⑥ データ処理システムの概要

(5) 非常措置の説明

次に示す内容について、図や写真、相互関係を取りまとめること。なお、震災時や停電時等における運転方法についても取りまとめること。

① リスク目録を重要度毎に示し、その対策について記述すること。

② 過去の実稼働施設において発生した事故・故障事例に対するリスクアセスメント結果を記述すること。

③ 想定される事故や機器装置トラブルの未然防止方法について設備装置機器毎に記述すること。

(6) 安全衛生対策

次に示す内容について取りまとめること。

① 労働安全衛生対策

- ② 爆発・火災防止対策
- ③ その他の安全対策
- (7) 主要機器の耐用年数
- (8) 予備品リスト・消耗品リスト
- (9) 使用特許の一覧表
- (10) メーカーリスト

2-1-5. 設計仕様概要説明書

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は様式 9～10 (A4 判) を使用するものとし、必要に応じて図面又は参考資料 (A3 判も可) を添付すること。

2) 内容

(1) 提案仕様書 (新焼却処理施設)

様式 9 に記載する内容に従い記入するものとし、必要に応じて説明資料を添付すること。なお、様式 9 の表紙、記入要領は削除すること。

(2) 提案仕様書 (新粗大ごみ処理施設)

様式 10 に記載する内容に従い記入するものとし、必要に応じて説明資料を添付すること。なお、様式 10 の表紙、記入要領は削除すること。

3) その他

(1) 様式中の項目等について、技術提案の内容に応じて機器名称等の追加・変更等が必要である場合は、本様式に倣い項目を追加のうえ記入すること。

2-2. 施工計画説明書

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式は自由とするが、原則として A4 判とし、必要に応じて図面 (A3 判) を添付すること。

2) 内容

(1) 仮設工事計画

仮設設備配置計画 (仮囲い、現場事務所、資材置き場、作業所、その他建設工事要求水準書に指定する仮設物及び仮設設備)、仮設設備運用計画、工事資材等運搬経路、雨水・汚水対策、揚重機の種類及び配置、ガードマン・交通誘導員の配置、近隣の安全に対する措置等について取りまとめること。また、仮設工事計画には、施工の各段階における場内動線が分かるように記載すること。

(2) 総合施工計画

安全衛生管理体制、騒音・振動・粉じん・汚水の発生防止対策、全工事期間中の公害防止対策、山留め掘削工法・杭工法等の主要工事の施工方法、建設廃棄物の発生抑制並びに処分方法等について取りまとめること。

(3) 品質管理計画

設計、製作、施工に関する品質管理計画について取りまとめること。

(4) 施工管理計画

工事現場における施工管理体制及び施工管理計画について取りまとめること。

(5) 環境管理計画

地域環境保全計画、環境監視計画について取りまとめること。

(6) 工程表

仮設計画、調査 (地質、測量等)、実施設計、敷地造成、製作、本体工事、試運転及び試験、監督官庁への申請等を含む総合工程表を取りまとめること。

(7) その他

その他、特筆すべき独自の計画があれば記載すること。

2-3. 提案仕様書（環境啓発棟）

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。様式 11 に従い作成すること。原則として A4 判とし、必要に応じて図面（A3 判）を添付すること。

2) 内容

(1) 環境啓発棟設計提案概要

建設工事要求水準書第 6 章に対応した設計提案概要説明書とすること。

(2) 設計及び運営に関する企画・基本設計等に関する提案概要

運営に関する参考見積書等

環境啓発棟の運営を民間事業者に委託した場合の維持管理及び運転管理に要する費用について概算見積書及び仕様概要書を提出すること。なお、業務委託期間は、令和 11 年 10 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日までとする。なお、事前準備が必要な場合は、事前準備に要する費用と期間を明らかとすること。

2-4. 提案仕様書（維持管理計画）

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。必要に応じて説明資料（A4 判又は A3 判）を添付すること。

2) 内容

次に示す項目について、自由書式にて作成すること。原則として A4 判とし、必要に応じて図面（A3 判）を添付すること。

(1) 維持管理体制

(2) 運転計画（必要に応じて）

(3) 点検・検査計画

(4) 補修・更新計画

(5) 維持管理計画

(6) 用役資材使用計画

(7) 維持管理業務概要

維持管理業務要求水準書第 2 章第 2 節維持管理業務に対応した業務概要説明書とすること。

(8) 情報管理業務概要

維持管理業務要求水準書第 2 章第 3 節情報管理業務に対応した業務概要説明書とすること。

(9) 防災管理業務概要

維持管理業務要求水準書第 2 章第 4 節防災管理業務に対応した業務概要説明書とすること。

(10) その他関連業務概要

維持管理業務要求水準書第 2 章第 5 節その他関連業務に対応した業務概要説明書とすること。また、その他として、維持管理業務要求水準書第 2 章第 6 節川口市が実施する業務に関連して民間事業者が実施する業務内容を整理し記載すること。

2-5. 提案仕様書（運転管理計画）

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目について取りまとめること。必要に応じて説明資料（A4 判又は A3 判）を添付すること。

2) 内容

次に示す項目について、自由書式にて作成すること。原則としてA4判とし、必要に応じて図面(A3判)を添付すること。

- (1) 運転管理体制
- (2) 運転計画
- (3) 点検・検査計画
- (4) 補修・更新計画
- (5) 維持管理計画
- (6) 用役資材使用計画
- (7) 運転管理業務概要
運転管理業務発注仕様書第4章委託内容に対応した業務概要説明書とすること。
- (8) 運転管理概要
運転管理業務発注仕様書第4章委託内容に対応した業務概要説明書とすること。なお、具体的な数値を記入した計画表を添付する他、表の記載事項は提案内容に応じて改正すること。
- (9) その他関連業務概要
運転管理業務発注仕様書第4章4-12 その他関連業務に対応した業務概要説明書とすること。

2-6. 図面

1) 作成要領

基本条件、参考資料に基づいて以下の項目の図面を作成すること。なお、図面にはA2判及びA3判に対応した縮尺を併記すること。

2) 内容

- (1) 各階機器配置図(新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟)
- (2) 各施設主要断面図(新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、環境啓発棟)
- (3) 各施設内動線計画図(各種資機材の搬入計画含む)
- (4) 計装フローシート(系統図で代用できる場合は省略してもよい)
 - ① ごみ、空気、排ガス、灰、等
 - ② 井水、雨水、再利用水
 - ③ 排水(生活排水、ごみピット汚水、プラント排水)
 - ④ ボイラ給水、蒸気、復水、純水
 - ⑤ 燃料
 - ⑥ 余熱利用
 - ⑦ その他
- (5) 系統図(設備を構成する装置機器とする)
 - ① 受入れ供給設備系統図
 - ② 燃焼設備系統図
 - ③ 燃焼ガス冷却設備(またはボイラ給水・蒸気・復水・純水)系統図
 - ④ 排ガス処理設備系統図
 - ⑤ 余熱利用設備系統図
 - ⑥ 通風設備系統図
 - ⑦ 灰出し設備系統図
 - ⑧ 給水設備系統図
 - ⑨ 排水処理設備系統図(ごみピット汚水、プラント排水)
 - ⑩ 用役設備系統図
 - ⑪ 脱臭装置系統図
 - ⑫ 計装自動化設備系統図

- ⑬ I T V 監視系統図
 - ⑭ 電気設備主回路単線結線図
 - ⑮ ボイラ各部通過排ガス温度分布図
 - ⑯ 破碎設備系統図
 - ⑰ 選別設備系統図
 - ⑱ 搬出・貯留設備系統図
 - ⑲ 除じん・脱臭設備系統図
 - ⑳ その他
- (6) 焼却炉・燃焼室・ボイラ組立断面図
 - (7) ボイラ構造図（断面・平面、スートブロー等の機器配置含む）
 - (8) その他主要装置の組立断面図（主要断面図で配置の説明が出来る場合は必要ない）
 - (9) 建築概要表
 - ① 新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、環境啓発棟、車庫棟、その他付属棟の仕様概要、外部仕上げ、各室面積表及び仕上げ表
 - ② 槽類の構造・仕様・容積表
 - (10) 建築パース（新焼却処理施設・新粗大ごみ処理施設・環境啓発棟を含む異なる3視点から各1葉、計6葉）
 - (11) 全体配置計画図
 - (12) 全体動線計画図
 - (13) 見学者動線計画図（本件施設全体を含む）及び環境啓発棟施設利用者動線計画図
 - (14) 建築一般図（新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設、管理棟、計量棟、環境啓発棟、新特別高圧変電所、車庫棟、その他付属棟とする。）
 - (15) 建物立面図（〃）
 - (16) 構造計画図（〃）
 - (17) 外構計画図（道路、歩道、場内雨水排水設備、駐車場、植栽等の平面図）
 - (18) 敷地造成計画図
 - ① 敷地造成計画平面図
 - ② 敷地造成計画断面図
 - ③ 法面保護工計画平面図
 - ④ 雨水排水工計画平面図（雨水排出抑制設備図（計算書を含むこと）を含むこと）
 - ⑤ 洪水調整工計画平面・断面図
 - ⑥ その他土木構造物等の必要な図面
 - (19) 緑化計画図
 - (20) その他、必要と考える図書があれば提出すること。

3. 非価格要素評価項目提案書作成要領

3-1. 作成要領

1) 基本的事項

非価格要素評価項目提案書は、選定基準書に基づき技術評価点の採点対象とする図書であることを十分に認識して作成するものとし、技術提案書（本編）や図面集と齟齬がないようにすること。

2) 作成要領

- (1) 非価格要素評価項目に対応した様式 14 の 1 から 14 及び 16 について、各様式に記載する評価の視点を十分に理解した上で、提案内容に準じて記入すること。なお、様式 14 の 15 に記載する地元経済貢献額の提案に際しては、「3-2. 地域経済貢献額の定義」に従うこと。
- (2) 使用する用紙は A4 判縦置き、横書き、片面印刷とする（図面については A3 判も可とする）。
- (3) ページ数に制限がある場合は遵守すること。
- (4) 上下左右約 20mm 程度の余白を設定すること。
- (5) 文字の大きさは 10.5pt とする。項目見出し、図表内の文字についてはこの限りではない。
- (6) フォントについては特に指定はしない。
- (7) 必要に応じてカラーを使用してもよい。
- (8) 各様式への添付資料については、各様式に指定のあるものは指定どおりの枚数を対応した各様式の直後に綴じ込むこと。また、指定のないもので、任意で参考資料を添付する場合は各評価項目につき A4 で 2 枚以内とし、巻末にまとめて添付すること。なお、提案内容の審査において、任意で添付する参考資料を参照する必要のある提案は認めない。
- (9) 各指定様式の 1 枚目には中表紙（様式自由）を綴じるものとし、インデックスを付すこと。
- (10) 番号/総ページ数を記載（A4 の場合は用紙中央最下段、A3 の場合は用紙右下）すること。

3-2. 地域経済貢献額の定義

1) 地域経済貢献の定義

市内事業者への発注をもって、地域経済の活性化と地域社会への貢献となることを目的とする。なお、この趣旨に沿わないと川口市及び事業者選定委員会が判断する提案については、評価しない場合がある。

2) 市内事業者の定義

川口市内に本社又は本店を有する法人とする。ただし、川口市内での業務実態がないと川口市が判断した場合は、市内事業者から除外する場合がある。

3) 根拠資料

提案する地域経済貢献額については、計算過程と根拠資料を非価格要素評価項目提案書に添付すること。

4) 地域経済貢献額の定義

地域経済貢献額とは、市内事業者への発注額の合計とする。

地域経済貢献額には、工事請負、業務委託、物品等購入等の本件事業に直接関わる金額のみを計上するものとし、経済波及効果などの間接的な貢献額は対象としない。

5) 地域経済貢献額の算出方法

(1) 市内事業者への発注

- ① 市内事業者への発注の対象は、可能な範囲における最下層まで有効とする。
- ② 市内事業者への発注において、次の項目は対象外とする。ただし、次の項目に記載がなく、対象内外が不確かな項目・費目については、募集要項に関する質疑にて問い合わせること。
ア. 水、電気、下水などの公共料金

- イ. 書面による契約を行わず料金が支払われるもの（タクシー、弁当、燃料など）
- ③ リース契約、仮設物契約は対象内とする。
 - ④ 市外事業者から市内事業者への発注分は対象内とする。
 - ⑤ 市内事業者から市内事業者への発注の場合、地域経済貢献額の重複加算は行わない。
 - ⑥ 実態や実効性を伴わない取引とみなされる市内事業者への発注分は無効とする。